

(3) 両組合ハ逆宣傳ヲセサルコト互ニ協力スルコト  
 ノ三項ニ互ル安協案成立シタルヲ以テ十一月八日午後二時両  
 組合代表ハ事業主ヲ訪問交渉ヲ爲シタル結果左記ノ條件ニ依  
 リ圓滿解決セリ

解決條件

1. 荷主ニ極力値上スル様ニ店主ヨリ交渉スル事
  2. 作事ハ前田ノ紛議ノ際ノ覺書通り實行スルコト
  3. 不足ノ船具ハ可及的完備スルコト
  4. 勘定ハ毎月十日ニスルコト
  5. 四十一號ノ件ハ日本運輸交通汽船夫ノ両組合並ニ船主ト  
 協議ノ結果船夫ノ乘リ替ヲ行フコト
  6. 三十四號ハ可及的ニ作事スルコト
- 右及申(通)報候也

別記

嘆願書

- 一 雇運賃ヲ見初以外ノ炭ノ運賃ニセラレ度シ
- 二 作事ヲ差別セサル様セラレ度シ
- 三 船具ハ統一的ニ完備セラレ度シ
- 四 勘定ハ毎月十日ニ必ずズ實行セラレ度シ
- 五 三十噸以下ヲ七分三分ニセラレ度シ
- 六 三十四號ハ五分八厘ニセラレ度シ
- 七 全従業員ヲ日本運輸交通労働組合ニ統一セラレ度シ  
 但シ四十一號(山下治郎吉)ハ下船セシメラレ度シ

右嘆願候也

昭和八年十月廿七日

日本運輸交通労働組合  
 東灣氷代支部 佐藤分會

佐藤田漕店  
 佐藤和吉殿